

平成 19 年 10 月 11 日

各 位

会社名 エステー株式会社  
代表者名 代表執行役社長 小林 寛三  
(コード番号 4951 東証第 1 部)  
問合せ先 財務・総務グループ  
マネージャー 吉澤 浩一  
(TEL . 03-5906-0731)

## 自己株式の公開買付けの結果及び親会社等の異動に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 9 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 19 年 9 月 10 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 19 年 10 月 10 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、これにより当社の親会社等の異動がありますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### ．公開買付けの結果について

##### 1．公開買付けの概要

###### (1) 公開買付者の名称及び所在地

エステー株式会社 東京都新宿区下落合一丁目 4 番 10 号

###### (2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

###### (3) 買付け等の期間

買付け等の期間

平成 19 年 9 月 10 日（月曜日）から平成 19 年 10 月 10 日（水曜日）まで（20 営業日を含む 31 日間）

公開買付開始公告日 平成 19 年 9 月 10 日（月曜日）

###### (4) 買付け等の価格

1 株につき 金 1,490 円

###### (5) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

決済の開始日 平成 19 年 10 月 17 日（水曜日）

## 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

## 2. 公開買付けの結果

### (1) 応募の状況

応募株券等の数の合計が買付予定数（4,000,000株）を超えたため、あん分比例の方式により計算した株式数を買付けます。

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,000,000株	株	4,280,800株	4,000,000株
新株予約権証券	株	株	株	株
新株予約権付社債券	株	株	株	株
株券等信託受益証券( )	株	株	株	株
株券等預託証券( )	株	株	株	株
合計	4,000,000株	株	4,280,800株	4,000,000株

### (2) あん分比例により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計が買付予定数（4,000,000株）を超えたため、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により、買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位（100株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えたため、買付予定数を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位減少させるものとしました。

## 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

エステー株式会社 東京都新宿区下落合二丁目4番6号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 4. その他

今回の公開買付けをもって、平成19年9月7日開催の取締役会において決議いたしました、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は全て終了しましたので、併せてお知らせいたします。

## 親会社等の異動について

### 1. 異動の経緯

上記記載の公開買付けの結果により、当社の親会社等に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 2. 親会社等に該当することとなる株主の概要

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (1) 名称     | 株式会社シャルダン         |
| (2) 本店所在地  | 東京都三鷹市下連雀3丁目6番32号 |
| (3) 代表者    | 代表取締役 鈴木 誠一       |
| (4) 資本金    | 5,100万円           |
| (5) 主な事業内容 | 損害保険代理業及び不動産賃貸業   |
| (6) 当社との関係 | 当社筆頭株主            |

### 3. 異動の前後における親会社等の所有に係る議決権の株（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合
異動前（平成19年3月31日現在）	46,744 個 (4,674,424 株)	18.15%
異動後	46,744 個 (4,674,424 株)	21.49%

(注) 異動前の総株主の議決権に対する割合は、平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数257,520個をもとに算出しております。

異動後については、上記の議決権数(257,520個)より、平成19年9月10日から平成19年10月10日まで実施した公開買付けによる自己株式取得分の議決権の数40,000個を差し引いた、217,520個をもとに算出しております。

総株主の議決権に対する割合の計算は小数第三位以下を四捨五入しております。

### 4. 異動年月日

平成19年10月17日(予定)

### 5. 今後の見通し

親会社等の異動による当社の業績への影響はありません。

### 6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

今回の異動により、株式会社シャルダンは、開示対象となる非上場の親会社等に該当します。

以上